

船舶戦争保険航路定限

(2026 年 8 月 12 日改正)

別紙 1

1. 一般世界水域。ただし、次に掲げる水域（以下「除外水域」といいます。）を除きます。

(A) Nigeria

(B) Benin

(C) Togo

(D) Gulf of Guinea

(a) Togo の海岸線上北緯 6 度 6 分 45 秒、東経 1 度 12 分から南緯 0 度 40 分、東経 3 度まで引いた線（の東側）

(b) 南緯 0 度 40 分、東経 3 度から Gabon の Cape Lopez Peninsula 南緯 0 度 40 分、東経 8 度 42 分まで引いた線（の北域）

に囲まれた水域に限ります。

ただし、沿岸から 30 海里以上離れて同水域を通過する場合であり、かつ諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降またはそれに類する行為を一切行わない場合を除きます。

(E) Somalia

(F) Syria

(G) Iraq

Al Basra (Mina al Bakr)、Khor al-Amaya、および同国沿岸から 12 海里を超えて 50 海里までの水域（他国の領海であると国際的に認定されている水域を除きます。）に所在する Iraqi offshore oil terminal への航行を含みます。

(H)(a) Saudi Arabia (Gulf coast)

(b) Saudi Arabia (Red Sea coast)

(I) Israel

(J) Lebanon

(K) Yemen

ただし、同国が自国の領海と主張する水域を通過する場合であり、かつ同水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除きます。

(L) Eritrea

(M) Indian Ocean, Gulf of Aden and Red Sea

(M)(i) 以下(a)(b)(c)(d)に囲まれた水域

(a) 北緯 18 度線（の南域）

(b) Red Sea 内の北緯 25 度 30 分線（の南域）（エジプトの領海を除く）

(c) 東経 65 度線（の西域）

(d) 北緯 10 度 48 分線（の北域）

(M)(ii) 以下(a)(b)に囲まれた水域

(a) 北緯 10 度 48 分線（の南域）

(b) ソマリア国境上の南緯 1 度 40 分、東経 41 度 34 分を起点とし、南緯 6 度 45 分、東経 48 度 45 分の地点を経て、北緯 10 度 48 分、東経 60 度 15 分まで引いた線（の北域）

(N) Venezuela

同国沿岸から 200 海里までの排他的経済水域に所在する全ての offshore installations を含みます。

ただし、

(i) Venezuela の所有に属さない島嶼、保護領、または国の領海（沿岸から 12 海里までの水域）に所在する installations を含みません。

(ii) 同水域を通過する場合であり、かつ当該水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除きます。

(O) Iran

(P) Libya

(R) Oman

(S) Persian/Arabian Gulf, Gulf of Oman and Indian Ocean

以下(a)(b)に囲まれた水域

(a) 北緯 18 度線（の北域）

(b) 東経 65 度線（の西域）

(T) United Arab Emirates

(U) Cabo Delgado (Northern area of Mozambique and Southern area of Tanzania)

以下(a)(b)に囲まれたモザンビークおよびタンザニアの領海

(a) 南緯 10 度 19.6 分 (Mnazi Bay)、東経 40 度 18.9 分から南緯 10 度 10.3 分、東経 40 度 34.44 分まで引いた線

(b) 南緯 13 度 30 分 (Baía do Lúrio)、東経 40 度 31.6 分から南緯 13 度 29.97 分、東経 40 度 49.7 分まで引いた線

(V) Europe

(i) Sea of Azov and Black Sea waters（以下(a)(b)(c)(d)(e)の順を辿り引かれる線の北側に囲まれた水域）

(a) 北緯 45 度 10.858 分、東経 29 度 45.929 分（ウクライナ・ルーマニア国境）から北緯 45 度 11.235 分、東経 29 度 51.140 分まで

(b) 次に北緯 45 度 11.474 分、東経 29 度 59.563 分を通り、北緯 45 度 5.354 分、東経 30 度 2.408 分まで

(c) 次に北緯 44 度 46.625 分、東経 30 度 58.722 分を通り、北緯 44 度 44.244 分、東経 31 度 10.497 分まで

(d) 次に北緯 44 度 2.877 分、東経 31 度 24.602 分を通り、北緯 43 度 27.091 分、東経 31 度 19.954 分まで

(e) 次に北緯 43 度 23.126 分、東経 40 度 0.599 分まで

(ii) ウクライナの内水全域。クリミアおよびその他ロシアの支配下にあるウクライナ領の内水を含みます。

(iii) 以下の地域のロシアの内水

(a) ドン川（アゾフ海から東経 41 度の垂直線まで）

(b) ドネツ川（ドン川からウクライナ国境まで）

(iv) 北緯 52 度 30 分以南のベラルーシの内水全域

(W) Russia

ロシアが主権を主張している千島列島の一部を含みます。ただし、宗谷海峡および千島列島周辺で同国が自国の主権を主張する諸島の 12 哩以内の水域を通過する場合であり、かつ同水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除きます。

(X) Sudan

(Y) Guyana

同国の領海を除く排他的経済水域に所在する沖合い施設 (offshore installations) へ寄港する場合に限ります。

(Z) Bahrain

(AA) Djibouti

(BB) Kuwait

(CC) Qatar

2. 前項に掲げる除外水域のうち、国名で規定されている除外水域については、前項に別段の定めがある場合を除き、沿岸から 12 海里までの水域を含むものとします。港名 (ports)、地名または沿岸名で規定されている除外水域については、前項に別段の定めがある場合を除き、沿岸から 12 海里までの隣接水域、ハーバー (harbours)、および沖合い施設 (offshore installations) を含むものとします。

3. 第 1 項に掲げる除外水域のうち、(V)、(W) について、当会社はいかなる場合であっても、当該除外水域航行中の保険の引受けは行いません。